

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

印

遅 延 理 由 書

管理栄養士の名簿の訂正につきましては、本来ならば登録事項に変更を生じてから、30日以内に申請をすべきところ、下記理由により申請が遅れました。

今後、このようなことのないよう注意いたしますので、名簿の訂正をお願いいたします。

【遅延理由】